

令和5年5月31日

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団
事務局次長 弁護士 阿部克臣殿

東京都渋谷区松濤一丁目1番2号
世界平和統一家庭連合
代表役員 田中富廣

東京都千代田区麹町4丁目3番
麹町MKビル5階
福本総合法律事務所（連絡先）
上記代理人 弁護士 福本修也
電 話 03-5212-2223
FAX 03-5212-2224

神奈川県川崎市高津区二子5-8-1
第3井上ビル2階
高津総合法律事務所
同 弁護士 堀川 敦
電 話 044-281-3746
FAX 044-281-3749

東京都新宿区西新宿1丁目20番3号
西新宿高木ビル8階
同 弁護士 鐘築 優
電 話 03-6890-3271
FAX 03-6890-3341

「回答書（4）」

前略

当職らは、世界平和統一家庭連合（以下「当法人」という。）を代理して、貴職らの本年5月2日付け「通知書(4)」及び5月18日付け「公開質問状」に対し、以下のとおり回答します。

記

1 貴弁護団の基本姿勢について

当法人は、貴職らの本年2月22日付け「通知書」を受け取って以降、貴職らが主張する本件通知人らの「被害」の実態を正確に把握するため、各地の信徒会において詳細な事実関係を調査し、その結果がまとまった案件から順次、個別に「回答書」を貴弁護団に送付しているところです。

このように、既に実質的な交渉がスタートしているにもかかわらず、貴職らは唐突に「公開質問状」と称して、「献金記録を開示せよ」「時効・除斥期間を主張するな」などと一方的な要求を突き付けてきました。

当法人は、貴職らが真摯な交渉を通じた本件紛争の早期解決を目指すのではなく、単に世間向けのパフォーマンスをしているようにしか見えません。当法人は貴職らに対し、本件の依頼者である通知人らの利益を最優先に考えることを求めます。

また、当法人が4月20日付け「回答書(3)」で、「各地の信徒会関係者が進めている調査では、当法人による『違法行為』や『組織的不法行為』などどこにも見当たりません」と述べたところ、貴職らは5月2日付け「通知書(4)」において、「これは、この間、被通知人の田中富廣会長等が、改革やコンプライアンスに関して述べてきたところと明らかに大きく異なっています。被通知人は、今般、自らの違法行為、不法行為による被害や被害者の存在を一切認めないという姿勢に転じたものと理解してもよろしいのでしょうか。そうであれば社会的にも重大な意味を持つ姿勢の転換となります」と論点をすり替えて主張をしています。しかしながら、当法人の前記回答は、事実調査の確認を行った本件通知人らに関する調査結果に基づいて述べたものであり、貴職らがこれを一般論的な当法人の姿勢として非難するのは全く筋違いといわざるをえません。

そもそも、貴職らは当初から一貫して、当法人が「違法行為」や「組織的不法行為」を行った「加害者」であるとして、本件通知人らの献金等はすべて「被害」とであると断定していますが、当法人はそのような一方的な決め付けを事実の検証もせず受け容れるものではありません。当法人は、紛争解決のための交渉は、客観的な事実に基づいて行われるべきと考えています。具体的な根拠や証拠も示さずに上記のような一方的な主張を行うのは不当です。

2 献金記録の開示について

本件通知人らが「被害」を受けたと断定して主張し、第一次通知において約16億1129万円(通知人50名)、第二次通知において約3億1493万円(通知人20名)もの巨額な損害賠償請求を行っているのは、貴職らです。したがって、再三述べているように、貴職らの主張の根拠は、当然貴職らが示すべきです。

それにもかかわらず、当法人に繰り返し「献金記録の開示」を求めてくるのは、貴職らが具体的な根拠や証拠もなく上記の巨額請求をしているからだとする他ありません。

また、貴職らは「各通知人が被通知人及びその関連組織に名目の如何を問わず支払ったデータは被通知人において掌握していることは明白です」（「公開質問状」）などと主張していますが、そうした事実がないことは当法人が繰り返し説明しているところであり、貴職らも過去の事例からよく認識しているはずです。ましてや、当法人の信者でなかった通知人らの情報や、当法人とは関係ない物品販売会社から通知人らが物品を購入した記録などを当法人が「掌握」しているはずがありません。

なお、各地の信徒会において本件通知人らの主張する「被害」についてを調査した結果は、順次、個別の回答書として貴弁護団に送付していますが、これらの回答書では、貴職らが主張する通知人らの献金等の出捐のうち確認できたものについては、その事実を率直に認めています。したがって、実際の交渉を行う上で、「献金記録の開示」の必要性はありません。

3 時効・除斥期間について

貴職らは「公開質問状」において、「例え古い時期の被害であっても消滅時効や除斥期間の主張がなされるべきではない」と主張し、その理由として「不当に植え付けられた被通知人の教義や『地獄へ落ちる』恐怖の影響等の、被害を認識できず、あるいは被害を言い出せずにいた事情があります」と述べています。

しかしながら、各地の信徒会関係者が進めてきた調査では、本件通知人らにおいて上記のような「被害」はどこにも見当たりません。そもそも、除斥期間を経過している事案は、当事者である通知人らに被害意識が全く無かったことを意味しており、その点からも貴職らの上記主張は失当です。

一方、貴職らは「もし被通知人が本書を受けてもなお、除斥期間や消滅時効を主張することを変えないのであれば、当弁護団は訴訟提起に向けて準備を進めざるを得ません」と述べますが、裁判所が法を曲げて貴職らの不当な請求を認めるとは考え難く、そのような訴訟にいたずらに付き合わされる原告の利益に反するのではないのでしょうか。

そもそも、仮に貴職らが裁判を起こせば、一番迷惑を被るのは本件通知人らです。既に実質的な交渉が始まっているにもかかわらず、貴職らがそれを反故にし、強引に裁判闘争を始めるならば、通知人の多さを考えると紛争解決まで10年以上を要することになる可能性もあります。

当法人は貴職らに対し、本件の依頼者である通知人らの利益を最優先に考えることを重ねて求めます。

4 信徒会対応について

本件通知人らとの個別交渉については、従前の貴職らとの交渉がそうであったように、この度も各地の信者の活動に詳しい信徒会が行うと述べているところであり、当法人の「独自の回答」はありません。

5 販売会社の責任について

貴職らは「通知人らの物品被害は、その内容からして、被通知人関連の販売会社から購入させられたものであることが明らかです」などと主張していますが、事実と反します。そもそも、当法人に「関連の販売会社」など存在しません。

貴職らは、繰り返し過去の裁判を持ち出しますが、過去の民事裁判の結果は本件と無関係であり、過去の事件と本件通知人らが「被害」を受けたかどうかとは全く別の問題です。

仮に貴職らが上記主張を続けるのであれば、本件通知人らが、実際に当法人によって「物品被害」を受けた事実があるのか、当法人の「関連の販売会社から購入させられた」事実があるのか等について、具体的証拠に基づいて立証すべきです。

なお、貴職らは「販売会社の不当な販売活動について、被通知人の組織的な販売活動であることを事実上認めた刑事事件（新世事件）の判決さえあるのです」と主張していますが、これも事実と反します。同事件の判決は、販売会社による「組織的な販売活動」について刑事責任を認めたものであって、当法人の関与など認めておらず、貴職らは判決内容を意図的に曲解しています。

6 海外での献金の責任について

貴職らは「清平の献金被害」と主張していますが、清平の先祖解怨等は、その意義と価値を理解した信徒が主体的かつ自発的に行うものであり、「献金被害」というもの自体あり得ません。したがって、「清平の献金被害」の使用者責任を当法人に帰する貴職らの主張は、その前提から間違っています。

なお、各地の信徒会が作成している個別の回答書では、通知人らの清平での献金等の記録についても、調査結果を報告しています。

7 調査結果の進捗について

上述のように、各地の信徒会において通知人らに関する調査結果をまとめた個別の回答書は、準備できたものから順次、貴弁護団に送付しているところです。

通常は、各案件について1ヶ月ないし2ヶ月程度の調査期間で対応できますが、本件の通知人は70人と極めて多数に上っているため、信徒会において通知

人らの調査結果を整理するのにいつも以上に時間を要しています。この点をご理解ください。

今後の予定ですが、第一次通知の50名については6月中旬までに、第二次通知の20名については7月中旬までに、それぞれ個別の回答書を送付する見込みです。

なお、当法人から貴弁護団に送付した個別の回答書については、貴弁護団において担当弁護士を立て、通知人に再び事実関係を確認するなどの調査をしていたき、その結果をご回答ください。

以上